

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年2月15日

金 曜 日

第 4460 号

目 次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	3

告 示

富山県告示第50号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 15 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年 2 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 360号	富山市猪谷字峠 6 番27から 富山市猪谷字峠 6 番68まで	変更前		最大 15.0 最小 14.0	37.0	富山土木 センター
		変更後		最大 26.0 最小 14.0	37.0	

県道 入善朝日線	下新川郡朝日町泊字塚田 451番8から 下新川郡朝日町横尾字堅 田 243番7まで	変更前	A	最大 21.5 最小 7.2	1,405.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町泊字塚田 451番8から 下新川郡朝日町横尾字堅 田 243番7まで	変更後	A	最大 21.5 最小 7.2	1,405.0	
	下新川郡朝日町泊字渚 575番2から 下新川郡朝日町横尾字堅 田 243番1まで		B	最大 12.5 最小 6.6	1,231.0	
県道 境宮崎線	下新川郡朝日町境字東地 1879番5から 下新川郡朝日町境字竹屋 771番1まで	変更前	A	最大 22.3 最小 8.5	1,705.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町境字東地 1879番5から 下新川郡朝日町境字竹屋 771番1まで	変更後	A	最大 22.3 最小 8.5	1,705.0	
	下新川郡朝日町境字切通 2563番4から 下新川郡朝日町境字大谷 331番1地先まで		B	最大 15.8 最小 3.1	2,287.0	

富山県告示第51号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

国道 360号	富山市猪谷字峠6番27から 富山市猪谷字峠6番68まで	平成31年2月15日	富山土木 センター
------------	--------------------------------	------------	--------------

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年2月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成31年2月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人富山県終活支援センター
- 3 代表者の氏名
中西 潤介
- 4 主たる事務所の所在地
富山県南砺市遊部280番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し人生の終末期における諸問題や不安を解決に導くため、各種勉強会や関連の事業活動を通して高齢者とその家族が健全で安心して暮らすことの出来る社会創りに寄与することを目的とする。

